

内部統制基準・実施基準、改訂—企業会計審議会総会

去る4月7日、金融庁は、企業会計審議会（会長・徳賀芳弘 京都先端科学大学副学長・京都大学名誉教授）総会を開催した。

昨年10月より3回にわたる内部統制部会での審議を踏まえ、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（4月7日公表：<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230407/20230407.html>）が取りまとめられた。

主な改訂点
 (1) 内部統制の基本的枠組み「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」とすること等が示された。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価および報告
 経営者が内部統制の評価範囲を決定するにあたって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきことをあらためて強調するため評価範囲の検討における留意点を明確化する等の改正が行われた。

(3) 財務報告に係る内部統制の監査
 監査人は、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討するにあたっては、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も必要に応じて、活用することの明確化などがなされた。

評価が訂正される際には、訂正の理由が十分開示されることが重要であり、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等の開示を求めるために、関係法令について所要の整備を行うことが適当であると記載された。

これを受けて、4月10日に内部統制部会等の改正案（8頁表参照）が公表されている。
適用時期
 改訂基準および改訂実施基準は、2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価および監査から適用される。

内部統制報告書の訂正時の対応

事後的に内部統制の有効性の

改正リース会計基準公開草案、4月下旬公表議決へ—ASBJ、リース会計専門委

去る4月10日、企業会計基準委員会は第131回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。また、本テーマについては、4月11日開催の第499回親委員会でも審議された。

コメント募集期間の検討

仮に4月末に公開草案を公表した場合、原則のコメント募集期間の2カ月とすると、多くの

企業の決算業務の繁忙期に重なるため、コメント募集に必要な期間を十分に確保する観点から、コメント募集期間を3カ月とすることが提案された。この場合、7月末までとなる。専門委員会からは、特段の異論は聞かれなかった。

また、第499回親委員会でも、委員から反対意見は聞かれず、「関係者の裾野が広い改正

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月31日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年2月期) 2カ月延長法人(令和5年1月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間納付 直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中において都道府県の条例で定める日まで	⑧ 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日。

であるので、活発な周知活動を」との意見が聞かれた。

リース会計基準等の文案検討

改正リース会計基準、適用指針および関連して修正される基準等の文案が示された

会計基準文案で、残価保証に関する簡便的な取扱いを設けず、議論の内容を結論の背景に記載するとする修正案が示された。

専門委員から、「借手が支払

会計

今後の審議の進め方、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る4月5日、企業会計基準

委員会は第198回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関する主な審議事項は次のとおり。また、本テーマについては、4月11日開催の第499回親委員会でも審議された。

ステップ2・ステップ3の振り返り

(1) ステップ2の振り返り

第488回親委員会(2022年11月1日号(No.1659))情報ダイジェスト参照)でステップ2の総括が行われ、引き続き検討を行う論点を次のように整理し、審議が行われてきた。

見込額を見積ることが本当にできるのか。貸手側からも情報提供はされないのでは」との意見が聞かれた。

今後の審議予定

第499回親委員会において、必要な文案修正を行ったうえで、次回親委員会(4月26日開催予定)で公表議決する方向性が示され、委員から異論は聞かれなかった。

① 追加的な検討が必要とされた論点

- (i) 信用リスクを見積る期間(予想継続期間が1年未満の取扱い)
- (ii) マネジメント・オーバーレイ
- ② 実効金利法による償却原価に関連する定め取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点
 - (i) 貨幣の時間価値の考慮
 - (ii) 債権のリストラフチャリ
- (iii) 信用リスクが増大した場合

ポジティブ・メンタルヘルス

僕が欲シガ―っていたもの

メンタルクリエイター 江口 毅

冬に首・肩・腰を痛めた際に、首まで湯船に浸かる入浴を勧められました。湯船に浸かることで、血流がよくなることによる凝りや痛みが緩和がなされ、脳や心の緊張がほぐれることは知っていました。しかし、首まで湯船に浸かることで、老廃物や疲労物質が取り除かれやすくなることや、手足に溜まった余分な血液やリンパ液を押し流しやすくなる効果があることは知りませんでした。素直にアロバイスに従い、首まで湯船に浸かることを朝晩続けています。そうすると、確かに心身が緩み、リラクゼーション効果があることを実感しています。

朝晩湯船に浸かることを習慣化するのには、はじめのうちは正直面倒でした。シャワーだけの入浴に比べると時間を要するので、その時間を捻出するのが煩わしかったのです。実際はたいした時間ではないのですが、今までの習慣を変えようと、時間を捻出することは意外と大変なことです。

しかし、習慣化してみると、自分にとって心地よい時間をつくることの大切さを感じるようになりました。心と身体が喜んでくれているのがわかります。私たちは、雑事に追われて、自分の身体を労

わること、自分にとって心地よい時間をつくることを蔑ろにしがちです。大切なことだと頭でわかっていても、ついつい優先順位を下げてしまうものです。このような時間をこれからもつくっていくたいものです。

そんな思いを抱くようになったある日、約15年ぶりにシガーバーに行く機会を得ました。洋酒を注文し、ウォークインヒュミドールでシガーを選び、革張りのソファに身体を沈め、照明を落とした店内で、テーブルで揺れる蝋燭の火を見つめながら、シガーを片手に友と語り合いました。何とも贅沢な時間でしたが、その贅沢な時間を心の底から満喫できるまで、少々時間を要した自分に気づきました。

大人の嗜みとして紫煙をくゆるせることの喜びをちゃんと身体で感じるのですが、はじめのうちはできなかったからだと思います。些事に追われ、せかせかと動き回っている日常のなかで、気持ちにゆとりを持ってその時間を過ごす心構えができていなかったのかも思われます。こんな贅沢な時間を自然体でそのまま味わうことができないうち、随分ゆとりのない生活を送っているのだと日々の過

ごし方を省きました。たまたまシガーバーの例を挙げましたが、もちろんシガーバーに限ったことではありません。ふと訪れた贅沢な時間、思いがけず得られた休日、急な予定の変更で生まれた隙間時間などに置き換えてみてください。

大切なことは、そのような貴重な時間を気持ちにゆとりを持って味わうことができるかどうか、心身が喜んでいるのを素直に感じることで、自分の生活や気持ちの余裕度合いを振り返ってみるということです。また、そういう時間を自ら捻出しようとしているかどうかも振り返ってみるとよいでしょう。

そんなゆとりのある時間や贅沢に過ごせる時間は全くないという方は、10分でも構わないのです。どんな短い時間でも、自分を労わり、気持ちにゆとりを感じ、心身をリラックスさせることができるとき、明日はいつもと違う明日になっているかもしれません。また、筆者のようにすでにリラックスできなかつたとしても、そんな自分に気づいた、それだけでも収穫ではないでしょうか。

合の利息収益の認識方法

③ 実務の適用に資する規範性のない教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点

(i) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定

(ii) 将来予測情報の考慮

(iii) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

(2) ステップ3の振り返り

第491回親委員会(2022年12月10日号(No.1663))情報ダイジェスト参照)でステップ3の検討をいったん始め、追加的な論点が出た場合にどのように対応するか検討しながら進めるべきという意見が聞かれた。このような意見を踏まえ、次の論点の検討を行ってきた。

① 金融商品の分類および測定
の発行を行うか否かにより、別途検討する論点

(i) SPP(元本および利息の支払のみ)要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い

(ii) SPP要件を満たさない債券の取扱い

(iii) デリバティブが組み込ま

れた金融資産

② ステップ3で取り上げる個別の論点

(i) 満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の取扱い

(ii) 金融保証契約の取扱い

(iii) ローン・コミットメントに対する減損に関する定めの適用

*

専門委員から、「ステップ2、ステップ3における議論で、事務局ほどの論点に異論が聞かれていると認識しているのか」との質問に事務局からは、「ステップ2では、(1)(2)(i)の『引当における貨幣の時間価値の考慮および実効金利法による償却原価の採用』および(1)(2)(iii)の『信用減損資産に係る利息収益の認識』が、ステップ3では、(2)(i)の満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の取扱いと、その債券の償却原価の償却方法で、異論が聞かれている」との回答がなされた。

今後の審議の進め方として、ステップ2および3で異論が聞かれている論点の議論はいったんこのままとしておき、ステ

プ4を議論した後に再度議論するとして、次の段階として、ステップ2を適用する金融機関における開示の検討を優先して進める案が示された。

専門委員からは、賛成意見が聞かれた一方、「ステップ4の議論が遅くならないように」との意見が聞かれた。

*

去る4月5日、企業会計基準委員会は第157回実務対応専門委員会を開催した。また、4月11日開催の第499回親委員会でも、同じテーマで審議が行われた。

主な審議内容は次のとおり。

電子決済手段の預託の会計上の取扱い

第151回で聞かれた「仲介者である電子決済手段等取引業者による電子決済手段の預託が想定されるならば、電子決済手段等取引業者が利用者から預かる電子決済手段に関する会計上の取扱いを定める必要があるのでは」との意見から、第153回(2023年1月10

会計

「電子決済手段」関連公開草案文案の検討、進む—ASBJ、実務対応専門委

ステップ2、ステップ3の振り返りおよび今後の審議の進め方について、第499回親委員会でも、委員から事務局案に賛成意見が多く聞かれた。また、「作成者の納得感を得るためにも、導入メリットと企業負担のコストを明確にしていく必要がある」との意見も聞かれた。

利用者から預かった電子決済手段を仲介者等の貸借対照表に計上しない。
また、仲介者等において電子決済手段の預託を受けている額などの注記は求めない。

専門委員からは特段異論は聞かれなかった。

第499回親委員会でも、委員からも、「オンバランスすると、利用者が誤認するおそれがある」など、賛成意見が多く聞かれた。

実務対応報告公開草案の文案

これまでの審議内容を踏まえ、前回審議された本文に引き続き、結論の背景の文案が提示された。

専門委員からは、文言の記載方法等について意見が聞かれた。

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」関連

事務局より、資金の範囲に関する事項を改めるため、企業会計審議会公表の「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(案)」の文案、日本公認会計士協会会計制度委員会報告8号「連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正案が示された。

会計

サステナビリティ関連財務開示の公表承認日等、審議

— SSBJ

去る4月7日、SSBJは第11回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第10回（2023年4月10号（No.1674）情報ダイジェスト参照）に引き続き、日本版S1基準の開発に関する論点が審議された。

用語の定義

事務局は次の提案を示した。

- (1) I-SSBのS1基準における「ビジネスモデル」、「バリュー・チェーン」および「開示トピック」について、S1基準案の定義を日本版S1基準に受け入れる。
- (2) 「IFRSサステナビリティ開示基準」に相当する、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準を指す用語を定義するかどうかについて、改正が予定されている適正手続規則の改正後に検討する。

集約および分解

委員から特段異論はなかった。事務局は次の提案を示した。

委員からは「規範性のないガイダンスを作る場合、規範性のある部分との関係性を明らかにすべき」との意見が聞かれ、事務局は「検討する」と回答した。

- (1) S1基準案の集約および分解に関する規定（48項、49項）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。
- (2) S1基準案の集約および分解に関する事例（49項、BC59項）は、SSBJから公表する日本版S1基準の参考文献（規範性のないガイダンス）に含める。

事務局提案は次のとおり。

報告企業

- (1) I-SSBのS1基準における「報告企業」に対応する用語として、日本版S1基準では「連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団、連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業」

を用いる。また、日本版S1基準の結論の背景で、わが国の市場関係者にとって理解しやすい表現となることを目的としているに過ぎず、IFRSサステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明確にする。

委員から特段異論はなかった。サステナビリティ関連財務開示の公表承認日

事務局は次の案を示した。

- (1) 報告の頻度に関するS1基準案の規定（71項）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れ、報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引その他の事象および状況に関する情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、その内容を開示する

ことを要求する。

- (2) 日本版S1基準では、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日および承認した社内の機関または個人の名称について開示することを求める。この際、「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」を定義し、各企業において、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関または個人が公表を承認するプロセスを社

内に構築することが必要な旨を結論の背景に記載する。

委員からは「サステナビリティ基準のほうで公表承認日を規定すること、また、承認主体の開示まで求めるのは賛成」、「財務諸表とサステナビリティ情報の後発事象の期間が異なることでコネクティビティの観点から問題が生じるのでは」等の意見が聞かれた。

金融

市場とのコミュニケーションが重要となる植田日銀

日銀の植田総裁体制が2023年4月9日にスタートし、黒田前体制による異次元緩和の修正が検討課題として注目されている。植田総裁が採用する金融政策の舵取りには、長期金利や円相場の過度な変動を防ぎ、世界的な銀行システム不安に対処しつつ、政治圧力へ対応することが求められる。

長期金利の過度な変動を防ぐためには、過去の金融政策の経験から、中央銀行による政策金利の適切な調整が大きく関わ

る。たとえば、金利を急激に引き上げると、イールドカーブ全体が上方へシフトして景気への悪影響が大きい一方、微調整にとどめようとすれば、物価安定という目標の達成は難しい。むしろ、植田総裁は段階的な利上げを検討する必要があるだろう。そのためにも市場とのコミュニケーションは不可欠だ。これは政治的圧力に対抗するためにも必要である。具体的には、金融政策の意図や効果を政府や国民にわかりやすく説明し、市

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年4月4日	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料	経済産業省	2022年9月公表のガイドラインに沿って取組みを行う企業が、まず検討する「人権方針の策定」や「人権への負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価」について、人権方針に記載する項目の例や解説、サプライチェーン上の高リスクを洗い出すステップ等の解説や参考資料等を掲載したもの。 https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html	—
2023年4月4日	経営研究調査会研究報告70号「スタートアップ企業の価値評価実務」	JICPA	スタートアップ企業の価値評価(普通株および種類株の評価)の理解を広め、その資金調達の際の評価を円滑にすることを目的としたもの。調達手段全般を概観しながら、エクイティのなかでも特に種類株式の価値評価について記述している。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230404fbe.html	—
2023年4月10日	監査基準報告書720周知文書3号『企業内容等の開示に関する内閣府令』の公表に伴う監査基準報告書720『その他の記載内容に関連する監査人の責任』における取扱い(周知文書)』	JICPA	1月31日公布の改正開示府令における有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」等の一部の開示に関して、有価証券報告書等において参照された他の公表書類が、監査基準報告書720の対象となるかどうかに関する取扱いを説明するもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230410edg.html	—
2023年4月10日	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	4月7日に公表された内部統制基準・実施基準の改訂により、内部統制報告書、訂正内部統制報告書および内部統制監査報告書の記載事項が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。コメント期限は5月12日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230410/20230410.html	—

証 券
日本銀行の金融政策はどうなるか？

4月9日、植田和男氏は日本銀行総裁に正式に就任し、翌10日に初の記者会見が行われ、黒田前総裁時代の金融緩和政策を継続すると表明した。株式市場は円安メリット株が買われ、平均株価の上昇を後押しした。

学者出身だが日銀政策審議委員の経験があり、市場心理を熟知する新総裁が株式市場の過剰な反応を避けるため、政策の継続姿勢を表明したのは、当然のことだ。株式市場もそれを承知のうえで、総裁の発言によって

場の信頼を獲得することが求められる。そのうえで政治圧力に屈することなく、中立的な立場から金融政策を運営することが重要になる。

植田総裁は岸田政権の意向を汲んで政策運営する態度を示しているが、焦点を政権ではなく市場へ向けるべきだろう。先手を打って市場とのコミュニケーション重視を前面に出すためには、透明性の向上や情報開示の充実が不可欠だ。定期的な記者会見や政策説明会を新たに開催

する等、政策決定プロセスを明確化し、外部への説明責任を果たす必要がある。

世界的な銀行システム不安に対処するには、日銀が国際協力を強化し、グローバルな金融安定を目指すべきではないだろうか。他の中央銀行や国際機関と連携し、情報交換や政策協調をこれまで以上に行うことが求められる。銀行システムのリスク管理等も不可欠で、国内外の金融機関と連携して取り組むべき課題になる。

国民生活が悪化するというのである。懸念を封じ込むには、いわゆる出口作戦に着手すべきだ、ということになる。

当面的政策変更なしと確信し、株価の上昇をもって新総裁に敬意を表したといえるだろう。

だが、日本市場の株高は、表敬としてはささやかなものであった。株式市場も日銀が長期にわたる金融緩和を続けられるとは思っていないからである。

しかし、国際化が進んでいる現在の金融情勢のもとでは、日銀が自分の意思だけで決められる政策には限界がある。単独で動けば、予期せぬ反作用、副作用が起きるかもしれない。やはりアメリカを先頭とする国際金融市場の動向、金融政策の方向を見極めることが必要である。

昨年来、アメリカの金融政策はインフレ抑制を最優先に、金利引上げを継続してきた。インフレ率のピークは昨年末に過ぎたようにみえ、利上げの強硬なスケジュールも緩和しつつある。

一方、資源・エネルギー需給等の影響でインフレ率再騰の観測もみられ、景気実勢も後退の時期や、後退の有無をめぐり意見が分かれている。アメリカの金融政策は流動的であり、米株価も一進一退が続く。

株式市場は、今後植田日銀の動向とアメリカの金融政策とを複眼で観測する必要がある。

総裁交代にあたって、強く指摘されたのは、金融緩和の副作用だ。このままでは金融機関の経営難等が進み、1つ間違えれば金融市場の大混乱を招き、